

## 第1回 地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会次第

日時：平成24年10月31日（水）

午後3時～5時

場所：議会会議室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員長及び副委員長の選出
5. 説明及び審議事項
  - (1) 地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会運営要綱（案）及び地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会について
  - (2) 小山市市民病院の概要について
  - (3) 地方独立行政法人新小山市市民病院中期目標（案）について
6. その他
7. 閉 会

# 第1回地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会出席者名簿

## 【委員】

(50音順・敬称略)

No.	推薦区分	役職	氏名
1	病院経営及び独法会計基準を熟知している見地から	落合公認会計士事務所長	オチアイ トモハル 落合 智治
2	看護教育及び看護体制の見地から	公益社団法人栃木県看護協会長	コノノ ジュンコ 河野 順子
3	経営学の見地から	白鷗大学経営学部 教授	ホシ ハリコ 星 法子
4	医師会及び地域医療の見地から	小山地区医師会長	マツオカ ジュンイチ 松岡 淳一
5	医師派遣元及び病院経営の見地から	自治医科大学附属病院長	ヤスダ ヨシカズ 安田 是和
6	受診者側にたった市民代表の見地から	市議会議員	ヤマグチ タダヤス 山口 忠保

## 【小山市民病院】

	所属	役職	氏名
1	市民病院	院長	シマダ カズユキ 島田 和幸
2	市民病院事務部	事務部長	クマクラ ジンイチ 熊倉 仁一
3	市民病院看護部	看護部長	オガワ ジュンコ 小川 純子
4	市民病院事務部	事務次長	コダイラ ヨシユキ 小平 喜之
5	市民病院事務部	総務課長	クロカワ ミツマサ 黒川 光政
6	市民病院事務部	医事課長	スズキ サカエ 鈴木 栄
7	市民病院事務部	市民病院建設室長	ヤマナカ タダオ 山中 忠男
8	市民病院事務部	市民病院建設室独法担当	イシバシ ヒデトシ 石橋 英俊
9	市民病院事務部	市民病院建設室独法担当 主事	ワタナベ タクヤ 渡邊 拓也

## 【事務局】

	所属	役職	氏名
1	保健福祉部	保健福祉部長	イシカワ カズオ 石川 和男
2	健康増進課	課長	イムラ トモコ 飯村 智子
3	健康増進課 緑の健康づくりの森推進室	室長	サルヤマ エツコ 猿山 悦子
4	健康増進課 緑の健康づくりの森推進室	担当	オオハシ マサコ 大橋 雅子
5	健康増進課 緑の健康づくりの森推進室	主査	セキ マサル 関 将

## 地方独立行政法人新小山市立病院評価委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方独立行政法人新小山市立病院評価委員会運営要綱（平成24年10月31日制定）第4条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定める。

（傍聴の手続）

第4条 委員会の傍聴希望者は、委員会の開催時刻の30分前から10分前までの間（次項において「受付時間」という。）に定められた受付場所において、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴人は、先着順とする。このことから、前項の規定にかかわらず傍聴人の定員に達したときは、受付時間内であっても受付を終了するものとする。

3 報道関係者席に入る傍聴人は、委員長の許可を受けなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びている又は心神こう弱の状態にあると認められる者

(2) 次に掲げるものを携帯している者

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物

イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類

ウ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、拡声器等

(3) 前各号に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができないものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における議論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 発言しないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

2 一般席の傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

3 報道関係者の写真撮影等は、委員会の冒頭のみ許可する。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年10月31日から施行する。

## 地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 条例第6条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、委員長は、あらかじめ、会議の開催日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、特に必要と認めるときは、委員会に諮り会議を非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示等）

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、当該傍聴人に対し、退場を命じることができる。

2 前項に規定するもののほか委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録等の公表）

第5条 委員会の議事要旨及び委員会の会議で使用した資料は、公表する。ただし、公表することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、委員長が委員会に諮って非公表とすることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月31日から施行する。

## 地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会条例

平成24年9月27日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の委嘱)

第3条 委員及び臨時委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者、市民の代表その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの

過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小山市民病院運営委員会委員	日額	9,000円
治験審査委員会委員（職員以外の者）	〃	20,000円以内 で市長が定める額
社会教育委員	年額	59,000円

」を

「

小山市民病院運営委員会委員	日額	9,000円
治験審査委員会委員（職員以外の者）	〃	20,000円以内 で市長が定める額
地方独立行政法人新小山市民病院評価 委員会委員	〃	20,000円以内 で市長が定める額
社会教育委員	年額	59,000円

」に改め

る。

## 地方独立行政法人評価委員会の主な所掌事務について

### 1 中期目標（市が策定）

中期目標とは、3年以上5年以下の期間において、市長が地方独立行政法人に対して指示する、法人が達成すべき業務運営に関する目標です。

中期目標には、提供する医療の内容や業務、サービスの質の向上に関すること、業務改善や効率化に関すること、経営改善に関することなどを規定することになっています。

中期目標の策定については、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を得る必要があります。また、中期目標の期間における業務実績については、その達成状況などについて評価委員会の評価を受けることになっています。

#### 【中期目標に定めなければならない事項（法第25条第2項）】

- (1) 中期目標の期間
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

### 2 中期計画（法人が策定）

中期計画とは、市長から指示された「中期目標」を達成するために、とるべき措置や予算、収支計画などを定めた法人の事業計画です。中期計画は、市長の認可を受け、公表することになっています。

市が中期計画を認可するときは、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を得る必要があります。

#### 【中期計画に定めなければならない事項（法第26条第2項、第83条第2項）】

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) 料金に関する事項
- (8) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

### 3 年度計画（法人が策定）

中期計画に基づき、事業年度ごとに業務運営に関する計画を定めたものです。年度計画は、市長に届け出るとともに公表することになっています。

また、各事業年度における業務の実施状況などについて、評価委員会の評価を受けることになっています。



#### 4 業務方法書（法人が策定）

業務方法書とは、法人の具体的な業務方法の要領を記載した書類で、業務開始の際に作成し、市長の認可を受ける必要があり、市長が業務方法書を認可するときは、評価委員会の意見を聴き、公表することになっています。

また、業務方法書に記載すべき事項は、市の規則で定めることになっています。

## 地方独立行政法人評価委員会所掌事務について（地方独立行政法人法から）

## 1. 市長による事前の意見聴取に対する意見の提示等

	項目	根拠	審議時期	内容	評価委員会	市長	議会	市民
1	業務方法書に対して市長が認可する際の意見	第22条第3項	作成：設立時 変更：必要時 <b>※本年度審議が必要な事項です。</b>	(法22条1項) 業務方法書は、法人が行う業務の方法の要領を記載した書類です。業務方法書は、法人が作成して市長の認可を受けなければなりません。 (法22条2項) なお、業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定めることとされています。 (法23条3項) 市長は、業務方法書を認可しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。 (法23条4項) 法人は、市長の認可を受けたときは、遅延なく、その業務方法書を公表しなければなりません。	事前の意見聴取に対する意見の提示	・業務方法書の認可 ・評価委員会の意見聴取		業務方法書の公表（法人）
2	市長による中期目標の作成・変更の際の意見	第25条第3項	作成：設立時及び中期期間毎 変更：必要時 <b>※本年度審議が必要な事項です。</b>	(法25条1項) 中期目標は、中期目標期間において法人が達成すべき業務運営に関して市長が法人に対して指示する目標です。市長は、中期目標を定め、法人に指示するとともに、公表しなければなりません。 (法25条1項) 市長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません。	事前の意見聴取に対する意見の提示	・中期目標の作成、変更 ・評価委員会の意見聴取 ・議会の議決が必要	中期目標の議決	中期目標の公表（市長）
3	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第26条第3項	作成：設立時及び中期期間毎 変更：必要時 <b>※本年度審議が必要な事項です。</b>	(法26条1項) 法人は、中期目標に基づき、設立団体の規則に定めるところにより当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、市長の認可を受けなければなりません。 (法26条3項) 市長は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。	事前の意見聴取に対する意見の提示	・中期計画の認可 ・評価委員会の意見聴取 ・議会の議決が必要	中期計画の議決	中期計画の公表（法人）

				<p>ればなりません。</p> <p><b>(法 83 条 3 項)</b> また、公営企業型地方独立行政法人においては、市長が認可をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を受けなければならないとされています。</p> <p><b>(法 26 条 5 項)</b> 法人は、中期計画の認可を受けたときは、遅延なく、その中期計画を公表しなければなりません。</p>				
4	一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申し出	第 5 6 条第 1 項において準用する第 4 9 条第 2 項	<p>設立時及び必要時</p> <p><b>※本年度審議が必要な事項です。</b></p>	<p><b>(法 48 条 2 項)</b> 法人は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、市長に届け出るとともに、公表しなければなりません。</p> <p><b>(法 49 条 1 項)</b> 市長は、この届出があったときは、その届出にかかる報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとしています。</p> <p><b>(法 49 条 2 項)</b> 評価委員会は、通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、市長に対し、意見を申し出ることができます。</p>	市長からの通知に対する意見の申出	法人から届出のあった支給基準を評価委員会に通知		役員に対する報酬等の支給の基準の公表 (法人)
5	市長による財務諸表の承認の際の意見	第 3 4 条第 3 項	毎年 (平成 25 年度以降)	<p><b>(法 34 条 1 項)</b> 法人は、毎事業年度、財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの付属明細書) を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に市長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p><b>(法 34 条 3 項)</b> 市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p> <p><b>(法 34 条 4 項)</b> また、法人は、市長の承認を受けたときは遅延なく財務諸表を公告しなければなりません。</p>	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表の承認</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>		財務諸表の公表 (法人)

6	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	第31条第2項	中期期間毎	<p><b>(法31条1項)</b> 市長は、中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしています。</p> <p><b>(法31条2項)</b> 市長は、その検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p>	市長が検討するに当たっての意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の措置</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>		
7	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するにあたって市長が承認する際の意見	第40条第5項	必要時	<p><b>(法40条4項)</b> 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に積立金があるときは、市長の認可を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標における業務の財源に充てることができる。</p> <p><b>(法40条5項)</b> 市長は、この承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p>	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人法40条4項の承認</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>		
8	限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項	必要時	<p><b>(法人法41条1項)</b> 法人は、認可中期計画の法人法26条2項4号の短期借入金の限度額の範囲内で短期借入金をすることができます。ただし、やむを得ない事由があるものとして市長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができます。</p> <p><b>(法41条4項)</b> 市長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。</p>	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人法41条1項の認可</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>		
9	短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項	必要時	<p><b>(法41条2項)</b> 法人法41条1項の規定による短期借入金は、当該事業年度に償還をしなければなりません。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限</p>	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人法41条2項の認可</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> </ul>		

				り、市長の認可を受けて、これを借り換えすることができます。 <b>(法 41 条 4 項)</b> 市長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。				
10	重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	第 4 4 条第 2 項	必要時	<b>(法 44 条 1 項)</b> 法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、市長の認可を受けなければなりません。 <b>(法 44 条 2 項)</b> 市長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければなりません。	事前の意見聴取に対する意見の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な財産の処分に当たっての認可</li> <li>・評価委員会の意見聴取</li> <li>・議会の議決が必要</li> </ul>	重要な財産の処分に 関する 議決	

2. 各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価

	項目	根拠	審議の時期	内 容	評価委員会	市 長	議 会	市 民
1	各事業年度における業務の実績についての評価	第 2 8 条第 1 項	毎年（平成 25 年度以降）	<b>(法 28 条 1 項)</b> 法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければなりません。 <b>(法 28 条 2 項)</b> この評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならないとされています。	評価の実施			
2	各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知及び市長に対する報告	第 2 8 条第 3 項、第 4 項	毎年（平成 25 年度以降）	<b>(法 28 条 3 項)</b> 評価委員会は、法人法 28 条 1 項の評価を行ったときは、遅延なく当該法人に対して、その結果を通知しなければなりません。この場合において、必要があると認めるときは、当該法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができます。	法人及び市長へ評価結果の通知	議会への報告	市長からの報告	

3	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第28条第3項	毎年（平成25年度以降）※必要があると認めるとき	<p>(法28条4項) 評価委員会は、法人に対して評価結果の通知を行ったときは、遅延なく、その通知に係る事項（勧告を行った場合にあっては、その勧告内容も）を市長に報告するとともに、公表しなければなりません。</p> <p>(法28条5項) 市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければなりません。</p>	業務改善の勧告			
4	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第28条第4項	毎年（平成25年度以降）		評価結果の通知・勧告の公表			評価結果の通知・勧告の公表（評価委員会）
5	中期目標期間における業務の実績についての評価	第30条	中期期間毎	<p>(法29条1項) 法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る実績報告書を市長に提出するとともに、公表しなければなりません。</p> <p>(法29条2項) また、市長は、中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければなりません。</p> <p>(法30条1項) 法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければなりません。</p> <p>(法30条2項) この評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならないとされています。</p>	評価の実施			

6	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人及び市長に対する通知	第30条において準用する第28条第3項、第4項	中期期間毎	<p>(法人法30条において準用する28条3項) 評価委員会は、法人法30条1項の評価を行ったときは、遅延なく当該法人に対して、その結果を通知しなければなりません。</p> <p>(法人法30条において準用する28条4項) この場合において、必要があると認めるときは、当該法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができます。</p> <p>(法人法30条において準用する28条5項) 評価委員会は、法人に対して評価結果の通知を行ったときは、遅延なく、その通知に係る事項(勧告を行った場合にあつては、その勧告内容も)を市長に報告するとともに、公表しなければなりません。市長は、評価委員会から報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければなりません。</p>	法人及び市長へ評価結果の通知	議会への報告	市長からの報告		
7	中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善報告	第30条において準用する第28条第3項	中期期間毎 ※必要があると認めるとき		業務改善の勧告				
8	中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第30条において準用する第28条第4項	中期期間毎		評価結果の通知・勧告の公表			評価結果の通知・勧告の公表 (評価委員会)	

地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会関連作業スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
市議会			【議決】 ・定款		(報告) 特別委員会 議員説明会 ・9月議会 案件	【議決】 ・評価委員会 会条例 ・報酬条例 改正 (報告) 特別委員会 ・中期目標 素案		(報告) 特別委員会 議員説明会 ・12月議決 案件	【議決】 ・権利承継 ・職員引継 条例 ・重要財産 条例 ・廃止条例		(報告) 特別委員会 議員説明会 ・中期目標 案	【議決】 ・中期目標	
市	評価委員会条例作成			庁議									【4月1日】 ・中期計 画専決 ・業務方 法書・役 員報酬基 準認可
					評価委員会 委員選考					意見書 受領		意見書 受領	
					中期目標素案作成・パブコメ			中期目標修正					
評価委員会							◎第1回 10.31(水) 15時～	◎第2回 11.16(金) 15時～	◎第3回 12.17(月) 15時～	◎第4回 1.21(月) 15時～	◎第5回 2.18(月) 15時～		
							中期目標審議		意見書				
									中期計画・業務方法書・役員 報酬基準審議		意見書		
地方独立行政法人新小山市民病院					中期計画・業務方法書・役員報酬基準素案作成				中期計画・業務方法書・役 員報酬基準修正			【4月1日】 ・中期計 画提出 ・業務方 法書・役 員報酬基 準届出	



## 地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会 審議スケジュール(案)及び先行法人事例

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
新小山市市民病院 (H25.4 設立) H24.9 評価委員会 会条例議決	◇第1回委員会 【審議事項】 (1)会議運営について (2)中期目標案について ・地方独法化の経緯 ・病院の概要 ・地方独法制度概要 ・評価委員会について ・中期目標案	◇第2回委員会 【審議事項】 (1)中期目標案について	◇第3回委員会 【審議事項】 (1)中期目標案について (意見の取りまとめ) (2)中期計画案について  ◇中期目標案に関する 意見書の提出(評価委 員会⇒市長)	◇第4回委員会 【審議事項】 (1)中期計画案について (2)業務方法書案について (3)役員に対する報酬等 の支給基準案について	◇第5回(、第6回)委員 会 【審議事項】 (1)中期計画案について (2)業務方法書案について (3)役員に対する報酬等 の支給基準案について (意見の取りまとめ)	◇中期計画案等に関す る意見書の提出(評価 委員会⇒市長)	◇4月1日 ・中期目標(市長⇒法人) ・中期計画(法人⇒市長) (中期計画市長専決)
大牟田市立病院 (H22.4 設立) H21.9 条例議決	◇10月19日第1回 【審議事項】 (1)会議の運営について ・公開非公開(原則公 開) (2)中期目標素案について ・地方独法化の経緯 ・病院の概要 ・地方独法制度概要 ・評価委員会について ・中期目標素案	◇11月16日第2回 【審議事項】 (1)会議の公開・非公開に ついて (2)中期目標素案について (前回の続き)	◇12月8日第3回 【審議事項】 (1)中期目標素案について (意見の取りまとめ) 【説明事項】 (1)中期計画骨子等につ いて	◇1月13日(第4回委 員会の開催前)中期目 標素案に関する意見 書の提出  ◇1月13日第4回 【報告事項】 (1)中期目標素案に関す る意見書の提出につ いて 【審議事項】 (1)中期目標素案について	◇2月8日第5回 【審議事項】 (1)中期計画素案について (予算、収支計画、資 金計画を中心に) (2)業務方法書素案につ いて (3)役員に対する報酬等 の支給基準案について	◇3月15~18日書面会議 【審議事項】 中期計画で定める料 金に関する事項について (議会から公共性を担保 する観点からの記述の加 筆を求められたため)  ◇3月30日第6回 【審議事項】 (1)中期計画素案について (2)意見書について(4月 1日付)	◇4月1日 ・中期目標(市長⇒法人) ・中期計画(法人⇒市長) (臨時議会にて議決) ・中期計画に関する意見 書(評価委員会⇒市長)
筑後市立病院 (H23.4 設立) H22.9 条例議決	◇10月13日第1回 【審議事項】 (1)会議運営について ・公開非公開(原則公 開) (2)中期目標案について ・地方独法化の経緯 ・病院の概要 ・地方独法制度概要 ・評価委員会について ・中期目標概要(3回 に分けて審議)	◇11月2日第2回 【審議事項】 (1)中期目標案について	◇12月1日第3回 【審議事項】 (1)中期目標案について (2)業務方法書案について (3)中期計画案について	◇1月18日(第4回委 員会の開催前)中期目 標案に関する意見書の 提出  ◇1月18日第4回 【審議事項】 (1)業務方法書案について (2)中期計画案について (3)役員に対する報酬等 の支給基準案について	◇2月8日第5回 【審議事項】 (1)役員に対する報酬等 の支給基準案について  ◇2月9日中期計画等 に関する意見書の提出 (評価委員会⇒市長)		◇4月1日 ・中期計画(法人⇒市長) (臨時議会にて議決)

## 小山市民病院の沿革・概要について

## 1. 沿革

昭和21年	小山町国民健康保険直営診療所として開設〔24床〕
昭和25年	小山町国民健康保険病院に改称〔一般24床、結核14床、計38床〕
昭和43年	小山市立病院に改称〔一般51床、結核24床、伝染24床、計99床〕
昭和45年	外来診療棟、管理棟、病棟を増改築〔北病棟新築事業〕 〔一般98床、結核12床、伝染24床、計134床〕
昭和55年	下都賀郡市医師会病院と合併、小山市民病院と改称 本院〔一般98床、結核12床、伝染24床、計134床〕 分院〔一般222床〕〔総計356床〕
昭和55年	改編成する。〔総計352床〕
昭和57年	中病棟及び検査棟新築、北病棟増改築〔第1期整備事業〕 本院〔一般212床、結核8床、伝染24床、計244床〕 分院〔一般108床〕〔総計352床〕
昭和58年	分院休止（昭和63年廃止）〔一般212床、結核8床、計220床〕
昭和60年	総合病院となる〔一般244床 結核8床、計252床〕
昭和62年	南病棟の新築（病棟、ICU、心臓カテーテル検査室）〔第2期整備事業〕 〔一般322床、人間ドック12床、結核8床、伝染10床、計352床〕
平成2年	南4階病棟 32床休床〔平成4年11月再開〕
平成7年	城南高校病院実習棟の建築
平成8年	MR Iの導入及び外来採血室、医療相談室の新築 結核病床の一般病床への転床 〔一般330床、人間ドック12床、伝染10床、計352床〕 理学療法科をリハビリテーション科へ名称変更
平成9年	院外処方箋発行開始
平成11年	伝染病床を感染症棟へ転床 〔一般330床、人間ドック12床、感染症棟8床、計350床〕
平成12年	感染症棟（10床）〔計352床〕
平成14年	オーダーリングシステム導入 救急科新設
平成15年	感染病床（6床） 〔一般330床、人間ドック12床、感染症棟6床、計348床〕
平成16年	地域医療連携室を開設 感染症指定辞退 健診センター（日帰り人間ドック）設置（人間ドック12床を一般病床へ転床） 院内物流管理（SPD）運用開始〔一般342床、計342床〕
平成17年	市民病院ホームページ開設

- 平成18年 外来点滴センター開設（10月）  
MRI（磁気共鳴断層撮影装置）更新（10月）
- 平成19年 CT（コンピュータ断層撮影装置）更新（8月）
- 平成20年 神経内科を標榜 医療安全管理室を設置  
外来点滴センターを外来化学療法センターに名称変更
- 平成21年 地域医療連携室を医療連携相談室に改編 栄養管理室を診療部に設置  
オーダーリングシステム更新
- 平成22年 注射オーダー・調剤・PACSシステム導入  
小山市民病院建設準備室を設置 新小山市民病院建設基本構想を策定
- 平成23年 画像レポート・診療情報管理システム導入 診療情報管理室を設置  
新小山市民病院建設基本計画を策定
- 平成24年 市民病院建設準備室を市民病院建設室に改編  
市議会6月定例会において地方独立行政法人新小山市民病院定款を議決

## 2. 病院の現況

(1) 名称 小山市民病院（法人化後：新小山市民病院）

(2) 所在地 小山市若木町一丁目1番5号

(3) 病床数 一般 342床（新病院：300床）

### (4) 施設概要

【敷地面積】 22,388.02㎡

#### 【建物概要】

区分	構造	建築年月	延床面積
北棟	鉄筋コンクリート造 地上4階建地下1階	昭和45年	4,494.54㎡
中棟・検査棟	鉄筋コンクリート造 地上5階建地下1階	昭和57年 3月	8,716.25㎡
南棟	鉄筋コンクリート造 地上4階建	昭和62年11月	4,332.95㎡
別館	鉄骨造 地上2階建	平成 7年 8月	452.19㎡
急患棟	鉄骨造 地上1階建	平成 8年 3月	101.45㎡
		計	18,097.38㎡

(5) 診療科目 17科

内科、神経内科、消化器内科、循環器科、心臓血管外科、外科、産婦人科（一部休診）、眼科（休診）、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科（一部休診）、麻酔科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科

(6) 職員数（平成24年10月1日現在）

（単位：人）

区分	常勤	非常勤（嘱託）	非常勤（臨時）	計
医師	35	1		36
看護師	204	24	6	234
看護補助者		2	14	16
医療技術員	52	6	5	63
事務系職員	25	10	7	42
計	316	43	32	391

3. 経営状況

(1) 患者数の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入院患者数	91,488人	93,417人	93,821人	91,024人	81,949人
一日あたり入院患者数	250.7人	255.9人	257.0人	249.4人	223.9人
入院診療単価	30,901円	32,686円	33,447円	34,382円	34,732円
外来患者数	176,884人	169,605人	173,548人	170,616人	144,637人
一日あたり外来患者数	722.0人	698.0人	717.1人	702.1人	592.8人
外来診療単価	8,417円	8,628円	8,886円	9,099円	9,690円
在院平均日数	15.7日	15.8日	16.0日	16.4日	17.0日
病床利用率	73.1%	74.8%	70.8%	68.7%	61.8%

## (2) 損益計算書の推移 (平成19年度～23年度)

(単位：円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
医業収益					
入院収益	2,827,112,096	3,053,434,379	3,138,059,445	3,129,631,613	2,846,229,277
外来収益	1,495,722,177	1,463,402,103	1,542,156,562	1,552,503,058	1,401,462,964
その他医業収益	340,654,191	334,264,857	347,371,709	326,226,687	321,609,360
医業収益合計	4,663,488,464	4,851,101,339	5,027,587,716	5,008,361,358	4,569,301,601
医業費用					
給与費	3,088,628,532	3,057,513,793	3,106,142,892	3,128,479,362	3,048,023,293
材料費	1,153,477,668	1,230,563,119	1,276,627,036	1,242,285,470	1,143,241,823
経費	779,256,752	771,155,530	744,922,664	795,205,192	821,514,514
減価償却費	239,595,086	242,603,227	226,275,917	216,555,611	214,750,247
資産減耗費	9,208,379	1,282,820	2,416,702	5,133,909	2,464,256
研究研修費	8,365,586	8,626,469	8,612,088	9,396,190	9,785,783
医業費用合計	5,278,532,003	5,311,744,958	5,364,997,299	5,397,055,734	5,239,779,916
医業損益	▲615,043,539	▲460,643,619	▲337,409,583	▲388,694,376	▲670,478,315
医業外収益					
受取利息配当金	1,109,367	677,949	167,426	116,693	76,010
他会計補助金	55,535,000	365,422,000	239,818,000	363,468,000	233,129,000
国・県補助金	30,308,680	30,653,680	34,186,440	26,936,348	26,382,308
負担金・交付金	381,657,000	375,166,000	142,769,000	119,051,000	105,767,000
その他医業外収益	32,360,171	27,019,309	27,344,175	25,358,528	48,940,433
医業外収益合計	500,970,218	798,938,938	444,285,041	534,930,569	414,294,751
医業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	107,184,398	40,346,507	35,025,321	29,234,662	23,940,760
雑損失	128,199,185	123,372,205	103,215,527	106,437,008	106,824,482
医業外費用合計	235,383,583	163,718,712	138,240,848	135,671,670	130,765,242
経常損益	▲349,456,904	174,576,607	▲31,365,390	10,564,523	▲386,948,806
特別利益					
固定資産売却益	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
特別利益合計	0	0	0	0	0
特別損失					
固定資産売却損	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	17,328,772	19,818,526	12,065,184	17,706,765	14,969,134
特別損失合計	17,328,772	19,818,526	12,065,184	17,706,765	14,969,134
当年度純損益	▲366,695,676	154,758,081	▲43,430,574	▲7,142,242	▲401,917,940

## (3) 貸借対照表の推移 (平成19年度～23年度)

(単位：円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
固定資産					
土地	196,509,876	196,509,876	196,509,876	196,509,876	196,509,876
建物	2,194,368,539	2,080,141,771	1,966,742,003	1,853,673,035	1,740,604,067
構築物	7,776,547	7,575,187	7,374,487	7,173,787	6,973,087
器械備品	704,517,801	632,514,685	543,646,083	475,920,550	518,525,420
車輛	2,669,874	2,186,842	2,960,310	2,581,494	2,242,754
電話加入権	1,344,139	1,344,139	1,344,139	1,344,139	1,344,139
固定資産合計	3,107,186,776	2,920,272,500	2,718,576,898	2,537,202,881	2,466,199,343
流動資産					
現金預金	91,005,126	94,820,291	123,813,519	218,026,116	242,707,735
未収金	786,590,913	819,165,594	830,650,045	796,591,312	802,761,339
貯蔵品	14,268,167	14,165,896	15,681,128	18,172,414	13,430,347
その他流動資産	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
流動資産合計	892,264,206	928,551,781	970,544,692	1,033,189,842	1,059,299,421
資産合計	3,999,450,982	3,848,824,281	3,689,121,590	3,570,392,723	3,525,498,764
流動負債					
一時借入金	0	0	0	0	300,000,000
未払金	379,107,432	369,494,522	374,676,345	373,206,666	393,662,052
その他流動負債	35,169,163	33,770,264	34,968,230	34,892,792	34,191,073
流動負債合計	414,276,595	403,264,786	409,644,575	408,099,458	727,853,125
負債合計	414,276,595	403,264,786	409,644,575	408,099,458	727,853,125
資本金					
自己資本金	1,423,162,719	1,423,162,719	1,658,521,719	1,895,696,719	2,149,912,719
借入資本金	1,921,216,095	1,626,843,122	1,267,575,716	920,359,208	703,413,522
資本金合計	3,344,378,814	3,050,005,841	2,926,097,435	2,816,055,927	2,853,326,241
剰余金					
再度評価積立金	11,669,000	11,669,000	11,669,000	11,669,000	11,669,000
受増財産評価額	470,492,926	470,492,926	471,749,426	471,749,426	471,749,426
国県補助金	108,931,300	108,931,300	108,931,300	108,931,300	108,931,300
一般会計補助金	687,373,000	687,373,000	687,373,000	687,373,000	687,373,000
未処理欠損金	1,037,670,653	882,912,572	926,343,146	933,485,388	1,335,403,328
剰余金合計	240,795,573	395,553,654	353,379,580	346,237,338	▲55,680,602
資本合計	3,585,174,387	3,445,559,495	3,279,477,015	3,162,293,265	2,797,645,639
負債資本合計	3,999,450,982	3,848,824,281	3,689,121,590	3,570,392,723	3,525,498,764

## (4) 繰入金の推移 (平成19年度～23年度) (単位:千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
繰入金	654,771	950,367	799,388	893,886	776,577
内財政調整資金 (赤字補てん)	0	300,000	170,000	340,000	150,000

## (5) 財務指標の推移 (平成19年度～23年度) (単位:%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収支比率 総収益/総費用×100	93.4	102.8	99.4	99.8	92.5
経常収支比率 経常収益/経常費用×100	93.7	103.2	99.4	100.2	92.7
医業収支比率 医業収益/医業費用×100	88.3	91.3	93.7	92.8	87.2
実質収益対経常費用比率 (経常収益－他会計繰入金等) /経常費用×100	81.8	85.8	88.6	87.9	82.6
給与費比率 給与費/医業収益×100	66.2	63.0	61.8	62.5	66.7

## 4. 地方独立行政法人移行の経緯

## ・平成21年3月 小山市民病院改革プラン策定

平成19年の総務省公立病院改革ガイドラインを受け、小山市民病院改革プラン(平成21年度～25年度)を策定。経営形態の見直し検討の方向性を、「地方公営企業法全部適用」、「地方独立行政法人」、「指定管理者制度」とし、経営効率化の状況を見ながら経営形態の見直しが必要か慎重に検討することとした。

## ・平成22年4月 新小山市民病院建設懇話会設置、基本構想の検討開始

平成19年3月の小山市民病院運営委員会(本橋徳太郎委員長)の市民病院移転新築の答申及び平成21年度の地域医療再生計画を受け、移転新築による新市民病院建設に関する基本構想・基本計画を策定するため、有識者・市民代表の15名からなる「新小山市民病院建設懇話会」を設置した。基本構想策定に向けた議論の中で、経営形態の変更(地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度)について議論が行われた。

- ・平成22年12月 新小山市民病院建設基本構想策定

新小山市民病院懇話会（松島不三会長）から基本構想の答申を受け、市は、「新小山市民病院建設基本構想」を策定した。基本構想では、現在の地方公営企業法一部適用では公務員としての身分や組織の規定から、自由な組織・人事戦略の展開が難しい状況となっていることが指摘され、非公務員である「地方独立行政法人」または「指定管理者制度」への変更を検討すると示された。

- ・平成23年 基本計画の検討

基本構想に引き続き、新小山市民病院建設基本計画策定に向けた議論を開始。その中で、「地方独立行政法人」または「指定管理者制度」への変更について議論が行われた。

- ・平成23年12月 新小山市民病院建設基本計画策定

新小山市民病院建設懇話会（松岡淳一会長）から基本計画の答申を受け、市は、「新小山市民病院建設基本計画」を策定。基本計画において、公立病院に求められる公共性の高い医療の提供を維持しつつ、公務員制度に縛られない機動的、弾力的、効率的な病院運営により経営改善を進めることができ、かつ自治医科大学をはじめとした関係機関とのより強固な関係構築が可能であるとして、平成25年4月の地方独立行政法人移行を決定した。

- ・平成24年6月 地方独立行政法人新小山市民病院定款議決

小山市議会6月定例会において、法人の名称、目的、業務の範囲等を定める「地方独立行政法人新小山市民病院定款」を議決。

- ・平成24年9月 地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会条例議決

小山市議会9月定例会において、地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会条例を議決。



## 地方独立行政法人新小山市民病院 中期目標（案）

## 前文

小山市民病院は、一般急性期医療を担う地域の中核病院として地域住民に安全で質の高い医療を提供するとともに、地域の医療機関と連携しながら地域住民の生命と健康を守り続けてきた。

しかし、昨今の医療を取り巻く環境は厳しさを増し、医師や看護師不足に伴う収支の均衡悪化により、本病院の経営状況も極めて厳しい状況になっている。

こうした状況のもとで、公立病院としての使命と責任を果たし、地域において必要な医療を提供し続けるためには、自律性、機動性、柔軟性及び効率性を発揮できる組織の変革体制が必要と考え、地方独立行政法人新小山市民病院を設立することとした。

地方独立行政法人移行後は、制度の特徴を生かした病院運営により、経営基盤の安定化を図るとともに、引続き急性期医療を担う地域の中核病院として、地域医療機関と連携し、今まで以上に安全で質の高い医療を提供し、住民の健康の維持及び増進に寄与することとし、ここに中期目標を定める。

**【コメント】**

- ・小山市民病院の理念と基本方針、②小山市民病院建設基本計画（コメントでいう基本計画）③緑の健康づくりの森基本構想、④栃木県保健医療計画、⑤地域医療再生計画等を踏まえ作成。
- ・中期目標に掲げる事項は、法人法 25 条 2 項で規定されている。①中期目標の期間、②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、③業務運営の改善及び効率化に関する事項、④財務内容の改善に関する事項、⑤その他業務運営に関する重要事項。

## 第 1 中期目標の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

**【コメント】** 理事長の任命期間と同じ 4 年間とする。理事長の経営責任の明確化。

## 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 医療サービスの向上

**【コメント】** 市民病院としての公共性の高い医療、安全で質の高い医療、信頼性の確保、地域医療連携の推進。

[基本計画]P3(2)病院機能

#### (1) 急性期病院としての機能の充実

急性期医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、患者動向、医療需要の変化及び新たな医療課題に適切に対応するため、高度で専門的な医療が提供できるよう各診療部門の充実及び見直しを図ること。

**【コメント】** [基本計画]P4の3)急性期医療機能

#### (2) 救急医療の取組み

二次救急医療機関としての役割を果たすため、地域の医療機関や消防等の関係機関との連携のもとに、より充実した救急医療体制を構築すること。

**【コメント】** [基本計画]P3の2)二次救急医療機能

#### (3) 4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）への対応

住民の健康を守るうえで、4疾病への対応は重要課題であり、地域の医療機関と連携、役割分担のうえ、高度で専門的な医療の提供体制を整備すること。

**【コメント】** [基本計画]P4の3)急性期医療機能の中で4疾病を中心とした医療が掲げられる。

#### (4) 小児・周産期医療の充実

周産期医療提供体制の整備は、地域の重要課題であることから、産科スタッフの人員確保に努め、地域周産期医療機関としての医療機能を整備し、安心して子供を産みかつ育てられるよう、医療の提供体制を確保すること。

**【コメント】** [基本計画]P4の4)小児・周産期医療機能

(5) 災害時等における対応

小山市及び周辺地域の地震、風水害等災害時においては、災害拠点病院を補完する医療機関としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、また発生しようとしている場合には、小山市長の求めに応じ、小山市、関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取ること。

【コメント】 [基本計画]P4の6)災害対応機能

(6) 健診機能の充実

疾病予防はもとより、生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、現在の健診体制を拡充し、予防医療の充実に努めること。

【コメント】 [基本計画]P4の8)健診機能

(7) 保健・介護・福祉との連携

住民の健康を増進するため、小山市と協力し、健康講座の開催その他予防医療についての住民啓発を推進すること。さらに、小山市や民間の介護・福祉機関との連携を充実することにより、退院後の患者の在宅や施設生活での安定を図ること。

【コメント】 [基本計画]P2(4)公的病院としての公共性を備えた病院 1)地域中核病院としての地域医療連携機能を備えた病院  
[緑の健康づくりの森基本構想]P36 新市民病院を核とした総合連携方針

2 医療提供体制の整備

(1) 優秀な医療スタッフの確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師、医療技術職員等の安定的な確保に努めること。特に、地域の周産期医療提供体制の現状を考え、産科医師の早期確保に努めること。

(2) 医療職等の専門性・医療技術の向上

医師、看護師、医療技術職員等の専門性や医療技術を向上させるため、教育研修制度などを充実すること。また、専門資格取得や研究等に対する支援制度を充実すること。

【コメント】 医療の安定的な提供に医師等確保は不可欠。加えてその専門性・技術の向上が求められる。

### 3 患者・住民サービスの向上

#### (1) 患者中心の医療

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した患者中心の医療を実践し、インフォームド・コンセント（患者自らが受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるように、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること。）を徹底すること。

#### (2) 利便性及び快適性の向上

外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの改善等に取り組み、患者の利便性向上に努めること。また、患者や来院者により快適な環境を提供するため、利便性やプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に取り組むこと。

#### (3) 患者満足度の向上

職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。

#### (4) 職員の接遇向上

患者サービス、患者満足度の向上を図るため、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。

#### (5) ボランティア制度の活用

ボランティア制度の活用を図り、ボランティアを行うものと連携し、住民や患者の視点に立ったサービスの向上に努めること。

【コメント】 [基本計画]P1～2(2)快適で利便性が高く、市民に親しまれる病院

#### (3)市民に信頼される病院

### 4 地域医療連携の強化

#### (1) 地域医療機関との連携

地域の中核病院としての役割を果たすため、地域の医療機関との機能分担と連携を強化し、病病連携・病診連携を推進すること。

また、医師会等と協力し、紹介された患者の受入と患者に適した医療機関への逆紹介を進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を受けること。

#### (2) 地域医療への貢献

地域の医療機関等の医療従事者を対象とした研修会や合同症例検討会等を開催するなど、地域医療の水準向上及び医療機関間の連携体制の強化を図ること。

### (3) 積極的な情報発信

市民病院の診療内容や地域医療機関との連携などについて、ホームページや病院広報などを活用し、住民や患者、地域の医療機関に対してわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的な啓発活動を行うこと。

**【コメント】** [基本計画]P2(4)公的病院としての公共性を備えた病院、P4の5)

地域医療支援病院機能

[緑の健康づくりの森基本構想]P36 新市民病院を核とした総合連携方針

## 5 信頼性の確保

### (1) 医療安全対策等の徹底

住民及び患者に信頼される質の高い医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故につながる恐れのある事象や医療事故の情報収集と分析を行い、医療事故の予防及び再発防止に取り組むなど医療安全対策を徹底すること。

**【コメント】** [基本計画]P1(1)安全で質の高い医療を提供する病院、(3)市民に信

頼される病院

### (2) 外部評価の活用

医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用することにより、常に業務改善に取り組み、医療機能の充実、向上を図ること。

**【コメント】** [基本計画]P5の7)②病院機能評価認定の取得

### (3) 法令・行動規範の遵守

市民病院として公的な使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。

特に、すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させ、その管理を徹底させること。

#### (4) 情報の開示

カルテ（診療録）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示に関しては、本市の関係条例等を例として適切に対応すること。

【コメント】 先行事例のほとんどが本体条例に基づくものとなっている。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 業務運営体制の構築

【コメント】 地方独立行政法人制度の特徴を生かした病院運営

##### (1) 組織と運営管理体制の確立

地方独立行政法人として自律性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、組織体制を整備するとともに、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。

##### (2) 事務経営部門の強化

経営企画機能を強化するとともに、経営効率の高い業務執行体制を構築すること。また、より戦略的な病院経営を行う上で必要となる医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努めること。

【コメント】 自治体病院の大きな課題である事務局機能の強化

##### (3) 事務経営部門職員の計画的採用

本市からの事務経営部門への派遣職員については、法人化後3年を目途にすべて本市に引き上げることとしていることから、その間に法人固有の事務職員を計画的に採用するなど必要な措置を講じること。

#### 2 魅力ある病院づくり

##### (1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築

職員の業績、職務能力、職責等を適正に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度を構築すること。

##### (2) 職員満足度の向上

職員の意見が反映される仕組みを構築するなど、病院で働くすべ

ての職員のやりがいと満足度の向上に努めること。

また、診療周辺業務の負担を軽減するため、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図ること。

### (3) 働きやすい職場環境の整備

職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて、職場環境の改善を図り、働きやすい病院づくりに努めること。

また、院内保育の整備や短時間勤務制度の充実など、育児と仕事の両立を支援し、安心して働ける仕組みを整備すること。

**【コメント】** [基本計画]2 職員の能力が発揮できる病院づくり P3(7)職員の能力が発揮できる病院

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 経営基盤の強化

質の高い医療を安定して提供するため、自立した経営基盤を確立し、中期目標期間内における累計の経常収支比率100%以上を達成するよう努めること。また、小山市からの運営費負担金の交付のもと、公的病院としての使命を果たすこと。

**【コメント】** 中期目標期間中に単年度経常収支比率100%以上を達成すること、としたが評価委員会で要検討。

### 2 収益の確保と費用の節減

#### (1) 収益の確保

診療報酬の改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、患者数の増加や診療単価の向上をはじめ、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金の防止対策と早期回収に努めるなど、収益を確保すること。

#### (2) 費用の節減

医薬品、診療材料、消耗品等の購入方法や契約形態の見直しなど、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 新病院建設に向けた取組み

新市民病院建設事業を承継し、平成27年度第4四半期の開院を目指し確実に当該事業を進めていくこと。